また、水害時等に円滑に住民が避難できるよう、府内全市町村の水害等避難行動タイムラインのモデル策定を支援します。また、災害時に適時的確に避難を促す災害時声掛け人材を養成するとともに、消防団員や自主防災組織が中心となり地域で災害時要配慮者への対応を含めた各種避難訓練に取り組む災害時避難行動円滑化事業を実施します。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化する ことも想定されます。京都府としては、常にその状況に留意しながら、この計画を 基本的指針として取組を推進します。

# 第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にした取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に 関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識 のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を推進します。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

## 1 あらゆる場を通じた人権教育 ■ 啓発の推進

## (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

#### 【現状と課題】

保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針<sup>95</sup>、幼稚園教育要領<sup>96</sup>、幼保連携型認定こども園教育・保育要領<sup>97</sup>に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことが必要です。子ども・子育て支援新制度<sup>98</sup>の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

#### 【取組の方向】

他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるように、研修を 通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

## (2) 学校

#### 【現状と課題】

学校(幼稚園を除く。以下この項において同じ。)においては、「学習指導要領<sup>99</sup>」や「京都府教育振興プラン<sup>100</sup>」等に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。

また、府教育委員会では、児童生徒の発達の段階を踏まえて、小学校・中学校・ 高等学校を見通した体系的な人権学習が実施できるように、2005年度(平成17年度) から人権学習資料集や実践事例集を年次計画的に作成し、教材や資料の整備を図っ てきました。

2020年(令和2年)に実施した府民調査では、人権が尊重される社会づくりに向けて必要な施策は、「学校における人権教育を充実させる」が最も多いという結果になっています。

また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

これらのことを踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏ま

えその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験 豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に 取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどま ることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題(部落 差別)などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践 する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する 資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援す るとともに、大学等についても、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、幅 広い人権教育を一層促進することが必要です。

#### 【取組の方向】

#### (就修学の保障と希望進路の実現)

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の 実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」<sup>101</sup>、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

#### (学習内容・指導方法)

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備、活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育」、「いのちを考える教育」等と 効果的に関連づけながら人権教育に取り組みます。

#### (研究実践成果の活用)

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践 を深め、成果を府内の各学校に波及させるよう取り組みます。

個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、 教科の学習と特別活動における人権学習の連動などの優れた実践を学校間で共有 するための教材の作成などを通じて、人権教育の一層の充実を図ります。

#### (主体的活動や体験活動の実施)

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組みます。

#### (教育環境の整備と研修の深化)

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組を徹底します。

社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材等の作成に努めるとともに、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育講座を実施します。

私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう要請するとともに、 人権教育関係資料の提供などを通して支援します。

## (3) 地域社会

### 【現状と課題】

地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会には、同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題が存在し、また社会 状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。その ような、地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大 切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付け ていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。また、府民調査では、人権啓発に関する研修会やイベント等に参加したことがある人ほど、人権に関する意識が高くなっているということを踏まえて、地域における人権学習の機会を増やす必要があります。

さらに、さまざまな人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会教育 関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

また、生涯の各時期に応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備や、社会性や人間性を育んだり人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会が必要です。

#### 【取組の方向】

#### (学習機会の提供)

同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

#### (指導者の資質の向上)

社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるとともに、府内の各地域における取組の交流等を通じて研修の内容・方法の工夫・改善を進めるなど、社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実を図ります。

#### (学習教材の作成・整備)

生涯の各時期に応じて、PTA等の各種団体において人権学習を充実させるため、 人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めるとともに、参加型学習を取り 入れた学習資料の作成に取り組みます。

#### (多様な体験活動の実施)

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

## (4) 家庭

#### 【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など 人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

また、核家族化による家族構成の変化や都市化による地域とのつながりの希薄化等の影響を受けて、保護者が身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、ひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されています。

そうした中で、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐 待に繋がるといった人権侵害に当たる事案が増加しています。

これらの現状を踏まえ、家庭において、日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等により家庭教育を支援する必要があります。また、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

#### 【取組の方向】

#### (家庭支援や学習機会の充実)

子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進します。

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護 者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に取り組みます。

#### (相談事業、相談体制の充実)

子育てや家庭教育について、電話相談、メール相談、来所・巡回相談など相談事業や相談体制の充実を図ります。

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、児童相談所等の機関の専門性を生かし、学校や市町村、民生児童委員等福祉関係機関との連携をより一層強め、相談活動機能の充実を図ります。

### (関係職員の資質の向上)

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭教育を支援する機能の強化に努めます。

## (5) 企業 • 職場

#### 【現状と課題】

企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その企業活動・営業活動や、 それによって生み出される製品やコンテンツ等を通じ、府民生活に深くかかわると ともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重され る社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

京都府は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を行っています。

さらに、京都市、京都地方法務局などの行政機関と共に構成する京都人権啓発行政連絡協議会<sup>102</sup>においても、企業内の同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の解決を図るため、企業の役職員等に対する研修を実施するとともに、採用時や職場内の人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進員<sup>103</sup>の設置を推進しています。

また、企業・職場が実施する研修会等については、さまざまな人権問題をテーマとして手法も工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓発活動の実践に着実に成果を上げてきており、今後も一層の取組を続けていくことが重要です。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展 につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。 一方で、採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生するなどしており、応募者 の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していく必要があります。

#### 【取組の方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援に努めます。

京都府においても、雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の 設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な 取組に対し、情報提供などの支援を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合型の研修が実施しにくい状況の下、WEBで研修が受講できるよう、「京都ジョブパークオンラインセミナー」を開設するなど、新しい生活様式のもとで、中小企業等の研修支援を行います。

## 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、WITHコロナ社会においても、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・ 社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、 メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通 じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等<sup>104</sup>に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、 人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします。

なお、このほか、国の基本計画においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を人権にかかわりの深い職業に従事する者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

特に新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した人、外国人、感染者、 濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事 者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等の人権侵害防止に向けた 研修の実施が必要です。

## (1) 教職員 社会教育関係職員

#### 【現状と課題】

学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い 人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成 果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福 祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

さらに、社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

#### 【取組の方向】

#### (教職員の資質向上)

各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進します。そこで、子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうと行動する人権意識を高め、同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上させる校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導資料等の作成・配布や活用を推進します。いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、京都府総合教育センターにおける体系的・計画的な人権教育の研修講座を 実施し、特に初任期にある教職員に対する研修機会・内容の充実を図るとともに、 教職員のライフステージに応じた研修を推進します。また、大学等教育機関への派 遺研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、大学等での 教員養成段階からの人権教育の充実を支援します。

さらに、今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修や現地での研修を通じて、認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていきます。また、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」などの専門家との協働や専門家による研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

私立幼稚園・小・中・高等学校、専修・各種学校、大学等の教職員についても、 人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに、私立学校教職員に対する人権教 育資料の提供や人権研修の実施、府立の大学教職員に対する人権研修を行います。

#### (社会教育関係職員の資質向上)

地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の一層の充実を図ります。

研修会等において、府内各地域における人権に関する課題解決の方策等を交流し、 職員が互いに学ぶ取組を推進します。

## (2) 医療関係者

#### 【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセント(説明と同意)<sup>105</sup>の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等が所属する各医療 関係団体において、人権意識の高揚に向け取り組まれているほか、機会をとらえ人 権に配慮した対応の必要性について啓発しています。

#### 【取組の方向】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚を図るため、医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育が推進されるよう講師派遣をするとともに、人権教育・啓発の充実について指導・要請を行うほか、京都府が実施する研修への参加も促していきます。

また、京都府医療安全支援センターにおいて、医療相談、医療相談事例の収集、 分析及び情報提供等を行うとともに、患者や家族の人権に配慮した丁寧な対応を行 うよう医療機関に指導を行う等、人権意識の高揚、充実を図っていきます。

## (3) 保健福祉関係者

#### 【現状と課題】

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い保育士や生活保護ケースワーカー、民生委員・児童委員<sup>106</sup>、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所、研修機関においては、人権尊重の意識 や態度の形成を目的とした教育が行われています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められます。

#### 【取組の方向】

社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の 充実について指導・要請していきます。

## (4) 消防職員

#### 【現状と課題】

市町村消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、市町村消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

#### 【取組の方向】

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を修得して、公正かつ迅速・ 的確に消防業務を行うため、府立消防学校の課程で人権に関する講義を行っていき ます。

## (5) 警察職員

#### 【現状と課題】

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する 責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての 警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが重要です。

警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、職務倫理教養の推進、適切な府民応接活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配意に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実が強く求められています。

#### 【取組の方向】

適切な府民応接をはじめとした捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進に当たって、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行えるよう、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う社会情勢の変化に適応した教養環境を整備し、職場や警察学校における職務倫理等の教養の機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育訓練の充実に取り組みます。

## (6) 公務員

#### 【現状と課題】

公務員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に、社会・経済情勢の急速な変化の

中で顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる職員の育成を図ることが必要です。そのため、人権尊重の理念や同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に主体的に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることを基本目標として職員研修を実施しています。

#### 【取組の方向】

府職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における活用 を図ります。

活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の解決に向けた役割を果たすことができる府職員の育成に取り組みます。

また、府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底を図ります。

さらに、府内市町村の職員に対しても、地域におけるさまざまな人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、指導者養成研修会等を実施するとともに、WITHコロナ社会に即した研修(リモート研修等)を実施し、今後も各種情報の提供を行い、市町村職員の人権意識の高揚を支援します。

## (7) メディア関係者等

#### 【現状と課題】

メディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。近年では、インターネットの普及によりソーシャルメディア発信者もメディアに含まれる例があります。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や 発信者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信等され た場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信 等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズ (2015年(平成27年)~2019年(平成31年))において、ジャーナリストやメディア関係 者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされました。

#### 【取組の方向】

京都府では、府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

## 3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、人権教育・ 啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、 指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継 続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

## 4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。京都府では、いわゆる人権三法にかかわる啓発パンフレット「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例[心のバリアフリーハンドブック]」、「言語として手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例[聞こえのバリアフリーハンドブック]」、「インターネットと人権の話」、「ヘイトスピーチと人権」、「同和問題と人権」等の冊子を独自に作成しました。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達の段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等の開発に取り組みます。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育まれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

## 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、 身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざま なメディアを活用していきます。

2017年(平成29年)3月に、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を開設し、 府民の方が人権に関する啓発資料や情報をインターネットからアクセスできる環 境整備を行ったところです。今後は、WITHコロナ社会におけるリモート研修等、コ ンテンツの制作や更なる資材の充実を図ります。 また、憲法週間 $^{107}$ (5月1日~7日)、人権強調月間 $^{108}$ (8月)及び人権週間 $^{109}$ (12月4日~10日)に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソング $^{110}$ の活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ<sup>111</sup>、各種の体験研修、人権啓発イベントにおけるNPO等との協働や、インターネットを活用した動画コンテンツによる啓発など)を取り入れ、府民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫します。

#### 6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている(公財)世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外のさまざまな取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、(公財)世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されるよう、研究機関の独立性に配慮しながら要請していきます。

## 7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、府民が人権問題に直面した際に、 市町村等との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要である とともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏ま えて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京都府では、生活相談、法律相談、各種制度に関する相談など、さまざまな相談窓口を設け、府民からの相談に対応していますが、人権三法が規定する相談体制の充実を図るため、2017年(平成29年)7月に「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」を設置し、京都弁護士会と連携した人権侵害に関する法律相談を開始しました。

その他、各市町村の区域を越える人権問題などの発生時において、府民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、府の人権にかかわるさまざまな相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。また、法務局等の国の機関、人権擁護委員<sup>112</sup>や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、京都府内の人権相談窓口を個別人権問題毎に掲載したリーフレット「京都府人権相談窓口」の作成や、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」において、相談窓口の情報のほか、人権に関する知識や研修に役立つ情報などを掲載するとともに、新聞、テレビ、ラジオなどのさま

ざまなメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

## 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

## (1) 京都府における推進体制

京都府における全庁的な組織として京都府人権教育・啓発推進本部を設置し、施策を実行する府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

## (2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村をはじめ、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>113</sup>」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進します。

NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例 <sup>114</sup>」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

## 2 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、外部の有識者